

## 地域連携推進会議に関する Q&amp;A（名古屋市）

**Q 1 地域連携推進会議の設置、運営についての参考となる手引き等があれば教えて欲しい。**

会議の設置、運営等にあたっては、厚生労働省より示されている「地域連携推進会議の手引き（以下「国手引き」という。）」及び「地域連携推進会議の手引き（別冊）資料編」をご参考ください。

**Q 2 会議の設置主体はどこか。また、開催頻度はどのように設定すれば良いか。**

指定障害福祉サービス事業所（共同生活援助）（施設入所支援）が設置し、運営します。なお、1事業所において複数の共同生活住居を設置している場合は、地域連携推進会議は事業所単位で、地域連携推進員による訪問は、住居単位で年1回以上、行われることが必要です。（年度単位ではありません）

**Q 3 会議の開催方法について。オンライン開催として良いか。**

事業所内に会議を実施する場所の確保が難しい場合等は、外部の会議室の利用やオンラインでの開催も可能です。厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守して下さい。

**Q 4 1つの事業所で複数の共同生活住居を運営している場合の訪問方法について。全ての住居に地域連携推進員の訪問が必要なのか。**

事業所の利用者や職員の過度な負担にならないよう配慮をお願いします。各地域連携推進員は、年に1回以上いずれかの共同生活住居への訪問を行っていただくことが必要です。なお、国手引きにあるとおり、例えば1つの事業所で数十か所の共同生活住居を運営しているような場合には、共同生活住居毎に1人の地域連携推進員が訪問する、といった調整も考えられます。

全ての住居で年1回以上現地訪問を行うことが原則ですが、国手引きにあるとおり、地域連携推進員の都合等によりオンラインで実施することも可能です。一方で、現地訪問を行うことで、利用者、職員との関りを深めていく重要性から、全員がオンラインによる参加ではなく、必ず実際に施設等を訪問する地域連携推進員がいることが望まれます。

**Q 5 地域の関係者について。「地域連携推進会議の手引き」にあるように、自治会・町内会や民生委員の方に依頼して良いか。**

会議の目的は、利用者と地域との関係づくりや地域の方へグループホーム等や利用者に関する理解の促進となっているため、日常的な付き合いがある近隣の方、普段利用しているお店の方、事業所にボランティアで参加している地域の方、商店街など地域のお店の方等を、幅広く選択肢として検討してください。

自治会役員の方や民生委員等、特定の地域の関係者の方に負担が偏ることのないよう、会議への出席のみを目的として、普段から関係を構築していない自治会役員の方や民生委員の方を構成員として依頼することは行わないでください。

**Q 6 福祉に知見のある人の選定の考え方について。**

福祉に知見のある人は任意の構成員となっていますが、第三者的な立場であり、サービスの透明性の確保や利用者の権利擁護の役割が期待できることから、名古屋市では構成員に加えることが望ましいと考えます。

地域の他の障害福祉サービス事業者や計画相談支援事業所等の協力が難しい場合は、介護保険事業者や学識経験者、福祉関係の事業を実施している NPO 法人等も福祉に知見のある人と言えます。

**Q 7 地域の関係者及び福祉に知見のある人として、当該事業所の運営法人と同一法人の他事業所職員を構成員としても良いか。**

地域連携推進会議は、地域の関係者を含めた外部の方が参画する会議体として、グループホーム等と地域が連携することによりサービスの透明性・質の確保や利用者の権利擁護を図ることを目的とする主旨からして、本市としましては、同一法人又はその系列法人に所属する方を選出することは、望ましくないと考えております。

**Q 8 地域の関係者や福祉に知見のある人の選定に困っている。**

地域の関係者のうち、地域で活動している NPO 法人や地域の障害当事者の方が分からない時や、福祉に知見のある人については、各区に設置している障害者基幹相談支援センターに相談することができます。また、各区の自立支援連絡協議会に参加し、他の事業所との関係を普段から構築することも大切です。

以下の市公式ウェブサイトより、障害者基幹相談支援センターの一覧を確認の上、お問い合わせください。

市公式ウェブサイト「障害者基幹相談支援センター一覧」

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000000661.html>

**Q 9 市町村担当者等の選任について、市職員に依頼して良いか。**

本市は、事業者指定及び指導監督権者であるため、各事業所の地域連携推進会議の取組状況については、本市が行う運営指導にて状況を確認させていただきます。このため、本市職員（障害者支援課及び各区・支所職員）の地域連携推進会議への参加は原則行いません。

**Q 10 市町村担当者等の選任について、基幹センター等職員に依頼して良いか。**

各区の障害者基幹相談支援センターの職員や自立支援連絡協議会の構成員についても、一律の参加は難しい状況ですが、各区の状況で異なるため、個別に障害者基幹相談支援センターにお問い合わせ下さい。

**Q 11 既に GH 等と地域の関係者で定期的に会議等が行われている場合の取扱いについて。**

既に実施している定期的な会議等を地域連携推進会議と見なす場合においては、会議の必須構成員である「利用者」「利用者家族」「地域の関係者」の参加が必要になるほか、議事録作成及び公表をしていただく必要がありますので、ご注意ください。

**Q 12 議事録の公表方法について。**

事業所作成の HP や広報誌への掲載、事業所内の掲示など、多くの方が閲覧可能となるよう広く公表して下さい。

(以下、令和8年3月更新)

**Q 1 3 第三者評価により、会議等の代替とすることは可能か。**

愛知県福祉サービス第三者評価進センターによる第三者評価事業 (<https://www.aichi-fukushi.or.jp/daisansha-hyoka/>) により代替可能です。ただし、第三者評価を受審しない年は事業所にて会議等を実施いただく必要があります。

**Q 1 4 会議を年1回以上開催する、というのは年度に1回開催すればよいのか。**

会議の開催頻度は年度ではなく、1年間を基準とします。

例えば、会議を令和7年9月に実施した場合、次回は令和8年9月までに実施してください。